

特定非営利活動法人

北海道産業技術支援協会

定 款

制定 平成14年 7月15日
改訂 平成28年 月 日



特定非営利活動法人北海道産業技術支援協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北海道産業技術支援協会(以下「本会」と言う)と言う。略称を別に定めることができる。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北海道札幌市中央区北3条西21丁目1番20-1001号に置く。

(目的)

第3条 本会は、産業技術水準の高揚と北海道経済の向上に寄与するとともに、次世代人材の育成を推進し、健全で豊かなまちづくり、福祉の増進、環境の保全、国際協力などの公益の増進に貢献するために、会員の有する産業技術に関する経験と知識による幅広い調査・研究及び一般市民を対象とした産業技術に関する普及・啓発、教育活動を行うとともに、新しい起業や現在の事業の拡大を計画している人たちに對する助言並びに支援協力に関する事業を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために特定非営利活動促進法(以下「法」という)第2条の別表に掲げる項目のうち、次の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 福祉の増進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 国際協力の活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動事業及び収益事業として、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 産業技術に関する教育・普及のための講演会、相談会等
 - ② 技術情報の収集、調査、評価に関する支援、協力
 - ③ 試験研究、技術開発に関する支援、協力並びにコーディネート
 - ④ プロセス及び環境管理に関する評価、支援、協力
 - ⑤ 特許出願に関する助言、支援、協力
 - ⑥ 研究助成、補助金等の申請業務に関する支援、協力
 - ⑦ 本会の事業に必要な資料の編纂及び刊行
 - ⑧ 海外技術移転、支援事業への協力
 - ⑨ その他、本会の目的を達成するために必要な一切の事業
- (2) 収益事業
 - ① 前項の第1号に掲げる事業に係る物品の販売
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別及び資格)

第6条 本会の会員は、正会員及び協賛会員の2種からなり、正会員をもって法上の社員とする。

2 正会員は、本会の目的に賛同し、活動に協力する個人とする。

- 3 協賛会員は、本会の目的に賛同し、本会が提供するサービスを利用するために入会した、個人及び団体とする。

(入 会)

第7条 本会に会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事会は、前項の入会申込者が第6条の条件に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、第1項の入会申込者の入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費等)

第8条 会員は、総会において別に定める会費規定により入会金及び年会費を、原則として次年度分を当年度末までに納入しなければならない。但し、正会員にあっては、会費規定に定める要件を満たす場合には徴収しないことができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 会費を継続して2年以上滞納したとき

(退 会)

第10条 会員で退会しようとする者は、退会届を本会宛てに提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 本会に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品の返還はしない。

第3章 役員 および 顧問

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

理事 3名以上5名以内、 監事 1名以上2名以内

- 2 理事の中から代表理事1名を定めるものとし、常務理事1名を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び常務理事は、理事の互選により選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 役員は、法第20条に適合し、その構成は、法第21条に適合しなければならない。
- 5 役員に異動があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職 務)

第15条 代表理事は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故又は欠けたときは、その職務を代行するとともに、理事会の議決に基づき、本会の常務を処理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款及び理事会の議決に基づいて会務を執行する。
- 4 監事は、法第18条に掲げる職務を行い、職員を兼ねることができない。



(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が心身の衰弱・故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき、又は役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会の決議により解任することができる。但し、この場合においては、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。

3 役員の報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第20条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問の報酬は、理事会で別に定める。

第4章 会議

(種類及び開催)

第21条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求を行ったとき

(2) 正会員の1/3以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項の規定により、監事から招集があったとき

4 理事会は、毎年2回開催するほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認め、招集の請求を行ったとき

(2) 理事の1/2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項の規定により、理事に意見を述べるため監事から招集があったとき

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第23条 会議は、監事が招集する臨時総会を除き、代表理事が招集する。

2 会議の招集は、総会を構成する正会員、また理事会にあっては理事に対して会議

の目的、審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

3 第21条第3項第2号又は同条第4項第2号の請求があった場合には、30日以内に招集しなければならない。

(機能)

第24条 総会は、以下の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 役員の報酬及び費用の支弁
- (5) 定款の変更
- (6) 本会の解散又は合併
- (7) 入会金及び年会費の額
- (8) 長期の償還を伴う借入金、その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 前各号のほか、運営に関する重要事項

2 理事会には、この定款に規定する事項の他、次の事項を付議する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。また、理事会においては代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第26条 会議は、総会にあっては、これを構成する正会員の1/2以上、理事会にあっては、理事の2/3以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 会議における議決事項は、第23条の規定によってあらかじめ通知した事項であり、議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。表決権は全員を平等とする。

- 2 正会員又は理事は、議決権の行使を予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者を代理人として書面をもって表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員又は理事は前条の適用については、その正会員又は理事は出席したものとみなす。
- 4 会議の議決について、特別の利害関係を有する正会員又は理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 総会は正会員総数及び出席者数を、理事会にあっては理事総数、出席者の数と氏名(書面表決者又は表決委任者数を付記)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、捺印しなければならない。

第5章 運営組織及び事務局

(委員会及び部会等)

第29条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会



等の運営組織を置くことができる。

- 2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(事務局)

第30条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置くことができる。
- 3 職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産及び会計の区分と管理)

第32条 それぞれについて特定非営利活動の事業に関するものと収益事業に関するものの各2種に区分する。

- 2 資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決による。

(会計の原則)

第33条 本会の会計は、法第27条各号の掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算等)

第35条 本会の事業計画及び収支予算は、代表理事が毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

- 2 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができ、その使用に際しては理事会の議決を必要とする。
- 3 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

(暫定予算)

第36条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告書及び収支決算書類は、毎事業年度終了後、速やかに、年度末資産目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第38条 この定款を変更する場合は、総会において、出席正会員数の4分の3以上の同意を得なければならない。正会員は、書面をもって表決し、又は他の出席者を代理人として表決を委任し、又は書面をもって表決を委任することができる。また、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

い。

(解 散)

第 39 条 本会は、次に挙げる事項により、解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併又は破産
- (5) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により本会を解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により本会を解散する場合には、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 40 条 本会が解散するときの残余財産の帰属は、法第 11 条第 3 項の規定に従い、総会において出席正会員数の 4 分の 3 以上の議決を経て選定する。

(合 併)

第 41 条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公 告)

第 42 条 本会に必要な諸手続きにおいて、法に定める公告は、本会の掲示板に掲示して行う。

第 9 章 雑 則

(規定されていない事項)

第 43 条 本定款に規定のない事項は、全て特定非営利活動促進法及びそれに関連する他の法令によるものとする。

(施行細則)

第 44 条 本定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1. この定款は、法人成立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に拘わらず、別表の通りとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定に拘わらず、法人成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
3. 本会の設立当初の事業年度は、第 34 条の規定に拘わらず、法人成立の日から平成 14 年 12 月 31 日までとする。
4. 本会の設立当初の事業計画及び収支計画は、第 35 条の規定に拘わらず、設立総会の定めるところによる。
5. 本会の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定に拘わらず、次に挙げる額とする。
 - (1) 正会員 (個人) 入会金 10,000 円 会費年額 12,000 円
 - (2) 協賛会員 (個人) 入会金 10,000 円 会費年額 12,000 円
 - (3) 協賛会員 (団体) 入会金 20,000 円 会費年額 24,000 円
6. 第 2 条中、本会の設置場所を北海道札幌市中央区北 3 条西 21 丁目 1 番 20-1001 号とする (平成 24 年 4 月 1 日改訂)。



7. 第34条中、事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする（平成24年12月26日改定）。事業年度の改定に伴い、平成24年度は平成24年1月1日から平成25年3月31日まで、平成25年度は平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。
8. 第16条中、任期伸長規定「2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。」を挿入する（平成28年 月 日改訂）。

別表 設立当初の役員

役職名	氏名	役職名	氏名
代表理事 理事 理事	関口 逸馬 福田 隆至 河端 淳一	理事 監事	田中 重信 熊谷 裕男



これは、当法人の現行定款である。

札幌市中央区北3条西21丁目1番20-1001号

特定非営利法人 北海道産業技術支援協会

理事 尾谷 賢



特定非営利活動法人 北海道産業技術支援協会定款